

第 83 回国民スポーツ大会
第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会

第 2 回常任委員会



バスケットボール



軟式野球



ラグビーフットボール



ボウリング

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

書面表決日：令和8年5月22日（金）

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会「第 2 回常任委員会」目次

1 報告事項

【 報告事項 1 】

太田市準備委員会常任委員の追加及び変更について・・・・・・・・・・1

【 報告事項 2 】

太田市準備委員会各専門委員の委嘱について・・・・・・・・・・2

2 審議事項

【 第 1 号議案 】

太田市広報基本計画（案）について・・・・・・・・・・5

【 第 2 号議案 】

太田市市民運動基本計画（案）について・・・・・・・・・・7

【 第 3 号議案 】

太田市観光・おもてなし基本計画（案）について・・・・・・・・・・9

【 第 4 号議案 】

太田市競技運営基本計画（案）について・・・・・・・・・・10

【 第 5 号議案 】

太田市施設整備基本計画（案）について・・・・・・・・・・12

【 第 6 号議案 】

太田市宿泊基本計画（案）について・・・・・・・・・・13

【 第 7 号議案 】

太田市医事・衛生基本計画（案）について・・・・・・・・・・15

【 第 8 号議案 】

太田市輸送・交通基本計画（案）について・・・・・・・・・・16

【 第 9 号議案 】

太田市消防防災・警備基本計画（案）について・・・・・・・・・・18

【 第 10 号議案 】

太田市準備委員会令和 8 年度暫定予算について・・・・・・・・・・19

3 その他

事務連絡等・・・・・・・・・・21

4 参考資料

資料 1 太田市準備委員会会則

資料 2 太田市準備委員会常任委員名簿

報告事項 1

太田市準備委員会常任委員の追加及び変更について

令和 8 年 4 月 1 日から新たに委嘱する常任委員については、以下のとおりです。

所属機関・団体	新任者
一般社団法人 太田市薬剤師会	岩瀬 茂

(敬称略)

令和 7 年 12 月 3 日から令和 8 年 4 月 28 日までの間における常任委員の変更については、以下のとおりです。

所属機関・団体	新任者	前任者
群馬県ゲートボール協会	菅野 健治	竹内 良太郎
太田市小学校校長会	笠原 隆	星野 隆
太田市中学校校長会	高橋 博剛	高橋 好也
太田保健福祉事務所	高木 剛	矢沢 和人

(敬称略)

なお、太田市準備委員会会則第 8 条第 3 項の規定に基づき、次の総会において報告することを申し添えます。

報告事項 2

太田市準備委員会各専門委員の委嘱について

【 総務企画専門委員会名簿 】

(委員30名・敬称略、令和8年4月28日現在)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
産業・経済	太田商工会議所	会頭	加藤 正己
	太田市新田商工会	会長	大島 和之
	太田商工会議所青年部	会長	大越 学
	太田市新田商工会青年部	部長	釘村 昌志
宿泊・観光・衛生	太田市観光物産協会	事務局長	加山 誠
	太田市農業協同組合	代表理事組合長	天笠 淳家
	新田みどり農業協同組合	代表理事専務	丸山 忠
	道の駅おおた	駅長	川田 規子
学校・教育	太田市小学校校長会	会長	笠原 隆
	太田市中学校校長会	会長	高橋 博剛
	太田地区校長会	代表	渡辺 昭彦
	太田市保育園連絡協議会	会長	黒澤 義忠
	太田市私立幼稚園・認定こども園協会	会長	若林 泰明
医療・福祉	太田市社会福祉協議会	事務局長	北村 彰吾
スポーツ	太田市スポーツ少年団	本部長	赤石 隆
市民団体・各種団体	おおたうぐいす会	会長	青山 三智子
	太田市女性健康スポーツクラブ	会長	谷山 幸恵
	太田市女性防火クラブ	会長	飯島 一江
	太田市国際交流協会	事務局次長	澁澤 浩之
	太田市文化協会連合会	会長	笹野 廣美
市関係	太田市区長会	会長	橋本 洋一郎
	太田市おおた未来戦略部（広報ブランド課）	課長	星野 悦子
	太田市総務部（財政課）	課長	青木 真彦
	太田市地域振興部（地域総務課）	課長	伊藤 伸之
	太田市文化スポーツ部（文化スポーツ総務課）	係長	栗原 千寿子
	太田市福祉こども部（障がい福祉課）	課長	中村 哲雄
	太田市産業環境部（産業ミライ推進課）	課長	新井 慈典
	太田市産業環境部（観光プロモーション課）	課長	加山 誠
	太田市行政事業部（花と緑の課）	課長補佐	西戸 孝広
	太田市教育委員会教育部（学校教育課）	指導主幹	吉田 恵一

【 競技式典専門委員会名簿 】

(委員 23 名・敬称略、令和8年4月28日現在)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
スポーツ	太田市スポーツ協会	会長	佐藤 泰久
	太田市スポーツ推進委員会	会長	吉田 範彦
競技団体	一般財団法人 群馬県バスケットボール協会	会長	銭谷 和雄
	群馬県ラグビーフットボール協会	理事長	後藤 征昭
	群馬県野球連盟	理事長	高地 康男
	群馬県ボウリング連盟	副会長	宮沢 隆
	群馬県ゲートボール協会	副会長	市川 正二郎
	群馬県エアロビック連盟	理事長	杉原 良依
	群馬県少林寺拳法連盟	理事長	鈴木 隆
	群馬県障害者フライングディスク協会	理事	石原 善博
	太田市バスケットボール協会	会長	赤石 隆
	太田市ラグビーフットボール協会	会長	八木田 恭之
	太田市野球連盟	理事長	塩谷 俊明
	太田市ボウリング協会	会長	平野 健三
	太田市ゲートボール協会	会長	稲生 波江
	学校教育	小学校体育研究会	会長
中学校体育連盟		会長	峯岸 由佳
太田地区校長会		代表	渡辺 昭彦
医療・福祉	太田市社会福祉協議会	総務企画課長	桑原 孝弘
市民団体・各種団体	おおたうぐいす会	会長	青山 三智子
市関係	太田市文化スポーツ部（スポーツ施設管理課）	課長補佐	横山 渡
	太田市福祉こども部（障がい福祉課）	課長	中村 哲雄
	太田市教育委員会教育部（学校教育課）	指導主幹	平井 愛彦

【 宿泊衛生専門委員会名簿 】

(委員 8 名・敬称略、令和 8 年 4 月 28 日現在)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
宿泊・観光・衛生	太田市観光物産協会	事務局長	加山 誠
医療・福祉	太田保健福祉事務所	技師長（衛生係長）	銀杏 麻維子
	一般社団法人 太田市医師会	事務長	竹吉 康治
	一般社団法人 太田新田歯科医師会	常務理事	長島 広明
市民団体・各種団体	太田市食生活改善推進員協議会	会長	増田 秀子
市関係	太田市健康医療部（健康づくり課）	主幹	福田 知枝子
	太田市産業環境部（観光交流課）	課長	加山 誠
	太田市産業環境部（清掃事業課）	課長補佐	塚越 悟

【 輸送交通専門委員会名簿 】

(委員 12 名・敬称略、令和 8 年 4 月 28 日現在)

選出区分	所属機関・団体	役職	氏名
通信・輸送・交通	一般社団法人 群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
	一般社団法人 群馬県タクシー協会	会長	清水 憲明
	東武鉄道株式会社 太田駅	駅長	栗野 正行
	日本郵便株式会社 太田郵便局	局長	酒井 茂
市民団体・各種団体	太田交通安全協会	事務局長	及川 嘉紀
	太田市防犯協会	会長	増田 清
	太田市消防団	団長	堀本 知昭
警備・消防関係	太田警察署	署長	田島 政徳
	太田市消防本部（予防課・警防課）	警防課長	村岡 修一
市関係	太田市総務部（危機管理室）	室長	笠原 弘文
	太田市市民生活部（地域モビリティ課）	課長補佐	関口 泰則
	太田市都市政策部（道路整備課）	課長	山本 宗彦

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

太田市広報基本計画（案）

令和 8 年 2 月 13 日

総務企画専門委員会審議

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）に対する市民の関心や参加意欲を高揚させるため、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、計画的かつ効果的な広報活動を展開するとともに、歴史文化、自然、食、産業など本市の多彩な魅力を全国に発信するため、本計画を定める。

2 内容

（1）愛称、スローガン等の活用による広報

大会を象徴する愛称・活用及び普及により市民への周知を図る。

- ア 愛称・スローガンの活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ イメージソングの活用及び普及

（2）各種広告物による広報

各種広告物や広報グッズを作成し、大会開催を広く周知する。

- ア ポスター、パンフレットの作成
- イ 啓発用グッズの作成
- ウ 市広報紙や関係機関等の刊行物への掲載
- エ 市公用車へのマグネットシール、ラッピングの作成

（3）屋外広告物による広報

横断幕やカウントダウンボード等を設置し、大会開催を広く周知する。

- ア 横断幕、のぼり旗等の設置
- イ 案内板、カウントダウンボード等の設置
- ウ デジタルサイネージの活用

（4）多様なメディアによる広報

多様なメディアを活用し幅広い世代への効果的な情報提供を行う。

- ア ホームページや SNS による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオを活用した情報発信

(5) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

ア 啓発イベントの開催

イ 市、関係機関及び関係団体が開催するイベント等との連携

ウ 市のシティプロモーション活動との連携

(6) 大会報告書等による広報

準備経過、開催状況、競技記録等、大会報告書を作成し、周知する。

ア 大会報告書の作成

イ 大会記録映像、写真集等の制作

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市市民運動基本計画（案）

令和8年2月13日

総務企画専門委員会審議

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）の成功に向け、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、市民一人ひとりが湯けむり国スポ・全スポぐんま開催の意義を理解し、世代や組織、障がいの有無にかかわらず、それぞれの立場で大会に関わることで、新たなつながりが生まれ、誰もが尊重され、共に支えあいながら生きる社会づくりにつなげる。

2 内容

（1）市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりがそれぞれの立場で湯けむり国スポ・全スポぐんまに積極的に参加し、喜びと感動を体感し共有する大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ 大会関連イベントの実施・参加

（2）心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者など全国から訪れる方々を心のこもったおもてなしで迎え、ふれ合いと温もりに満ちた大会とする。

- ア 明るくあいさつと親切・丁寧な対応
- イ 手づくりのぼり旗等による応援
- ウ おもてなし料理等のふるまい

（3）スポーツ・レクリエーションに親しみ、生涯スポーツを推進する大会

市民が大会を契機に幅広く生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を進める大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントや、レクリエーション等への参加

(4) 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

市民が本市の多彩で豊かな自然や個性あふれる歴史、文化、産業などの魅力を再認識し、全国から訪れる方々に様々な機会を通じて発信する大会とする。

- ア 本市の魅力や観光情報の発信
- イ 特産品や郷土料理の紹介、提供
- ウ 観光ボランティア活動への参加

(5) クリーンで快適な大会

環境美化運動を促進し、きれいなまちづくりを目指すとともに、公共交通機関の利用促進を図ることで快適な大会とする。

- ア 競技会場周辺及び市内全域の環境美化運動の実施
- イ 競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進
- ウ マイカーの利用自粛や公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車の活用

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市観光・おもてなし基本計画（案）

令和8年2月13日

総務企画専門委員会審議

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における観光及びおもてなしについては、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々（以下「大会参加者等」という。）を温かくお迎えするとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

（1）歓迎装飾の実施

湯けむり国スポ・全スポぐんまの開催機運と歓迎ムードの高揚を図り、大会参加者等を温かく迎えるため、競技会場や主要駅等、その他必要な場所に歓迎装飾を行う。

（2）案内所の設置等

大会参加者の利便性向上を図るとともに、本市の多彩な魅力に触れていただくため、競技会場、主要駅等へ案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の情報を広く提供する。

（3）休憩所等の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として、競技会場に休憩所やふるまいコーナーを設置する。

（4）売店等の設置

大会参加者等の利便性向上を図るとともに、本市の特産品等の紹介及び販売を促進するため、競技会場に売店等を設置する。

（5）おもてなしの提供

関係機関、関係団体等の協力を得て、接遇意識の高揚を推進するとともに、大会参加者等との交流や本市への誘客を図るため、心のこもったおもてなしを提供する。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市競技運営基本計画（案）

令和8年2月13日

競技式典専門委員会審議

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における競技会運営及び式典については、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し円滑な運営を図る。

2 内容

（1）競技会の運営

県等と緊密に連携を図り、広範多岐にわたる競技会運営業務を円滑に運営できるよう、市民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

（2）競技役員等の編成

県等と十分に協議のうえ、適正な配置を行う。

（3）競技用具の整備

競技会の実施に必要な用具等の調達については、県等と連携しながら可能な限り現有のものを活用又は借用し、最小限の整備とするとともに、競技運営に支障のないよう、県等及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

（4）競技記録

県等と連携を図り、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

（5）リハーサル大会

競技会の運営能力の向上を図るとともに、湯けむり国スポ・全スポぐんまに対する市民の機運醸成を図るため、県等と協力して開催する。

(6) 式典

- ア 開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めることとする。
- イ 表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め、競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市施設整備基本計画（案）

令和8年2月13日

競技式典専門委員会審議

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）において本市で開催される競技会の施設整備については、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」及び国民スポーツ大会開催基準要項が定める施設基準を尊重し、競技運営に支障がないよう競技団体と十分に協議するとともに、既存施設の有効活用を図り、本大会後の利用にも配慮した整備に努める。

2 内容

（1）競技施設の整備

競技施設については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、できる限り既存施設を活用し、計画的かつ効率的に整備する。

（2）練習会場の整備

練習会場については、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、既存施設を有効活用し、現状での利用を基本とする。

（3）臨時仮設物の整備

競技施設、観客席、案内所等の臨時仮設物については、県、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、必要に応じて整備する。

（4）給排水設備の整備

休憩所や仮設トイレ等を整備する場合においては、仮設給排水設備が必要と認められる箇所については、関係機関や施設管理者と協議のうえ整備する。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市宿泊基本計画（案）

令和8年2月10日

宿泊衛生専門委員会審議

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における宿泊業務については、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者（以下「大会参加者等」という。）をおもてなしの心で温かくお迎えし、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう、宿泊施設その他関係機関と連携し、安全で快適な宿舍の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

2 内容

（1）宿舍

- ア 大会参加者等の宿舍は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- イ 市内の旅館等だけで大会参加者等の収容が困難な場合は、県、関係機関及び関係団体と協議のうえ、公共施設や近隣市町村の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上等の理由により、支障があると認められる施設は宿舍として利用しない。

（2）配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- ウ 役員、視察員、報道員その他関係者の宿舍は、原則として、選手・監督の旅館等とは別にする。
- エ 大会参加者等を近隣市町村の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

（3）宿泊料金

大会参加者等の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者等に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスに配慮するとともに、地域の多彩で新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供するよう務める。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市医事・衛生基本計画（案）

令和8年2月10日

宿泊衛生専門委員会審議

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における医事・衛生業務については、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、関係機関・関係団体等と連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者及び一般観覧者の感染症の発生及び蔓延を防止するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫に対する意識の向上を図る。

（3）食品衛生

大会参加者の食の安全・安心を確保するため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する意識の向上を図り、大会参加者の食中毒の発生予防に努める。

（4）環境衛生

大会参加者に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関及び関係団体等のもとより、広く市民の協力を得て、宿舍の衛生対策、廃棄物の適正処理・発生抑制・リサイクルの推進、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

太田市輸送・交通基本計画（案）

令和 8 年 2 月 10 日

輸送交通専門委員会審議

1 目的

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通業務については、「第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関と連携して、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。また、公共交通機関の利用を促進し、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

（1）輸送対策

ア 輸送原則

輸送にあたっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、その利用料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場及び宿泊施設間の輸送において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認められるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

ウ 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技に係る大会参加者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

（2）交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制を行う。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全を確保し、目的地に迅速に到達させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 競技会場及び練習会場の周辺における駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別ができるよう必要な措置を講じる。

(4) 環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るため、公共交通機関の積極的な利用とマイカーの利用自粛を呼びかける。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市消防防災・警備基本計画（案）

令和8年2月10日

輸送交通専門委員会審議

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）における消防防災・警備業務については、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市開催推進総合計画」に基づき、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関（以下「関係機関等」という。）と連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 内容

（1）消防防災対策

競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急救助に関する諸対策を講じる。また、大会期間中の火災その他の災害予防及び発生時の被害軽減を図るため、関係機関等の協力を得て、防火・防災に対する意識の向上を図る。

（2）警備対策

競技会場等における事件、事故の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。また、大会期間中には、関係機関等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

（3）大規模災害・突発重大事案対策

太田市地域防災計画を踏まえ、競技会場等での大規模災害及び突発重大事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急救助に関する諸対策を講じる。

（4）関係各機関との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

第 10 号議案

太田市準備委員会令和 8 年度暫定予算について

1 提案理由

令和 8 年度の準備委員会総会は、「実行委員会」への改組を予定している関係で、「湯けむり国スポ・全スポぐんま」の開催が正式決定した後に開催する予定です。

準備委員会の令和 8 年度予算を 4 月から執行するため、会則第 15 条第 1 項の規定に基づき、「令和 8 年度準備委員会暫定予算」について、会長による専決処分を行うので、事前に常任委員に周知するものです。

なお、会則第 15 条第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度総会において報告するとともに、正式な予算案を提案することを申し添えます。

2 専決内容

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会 令和 8 年度 暫定予算

【 収入の部 】

科目／費目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較	摘要
繰越金	101,925	0	101,925	令和7年度繰越金
負担金	2,845,075	2,000,000	845,075	太田市負担金
諸収入	0	0	0	預金利息等
合計	2,947,000	2,000,000	947,000	

【 支出の部 】

科目／費目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	比較	摘要
需用費	517,000	192,000	325,000	
消耗品費	400,000	162,000	238,000	事務局費・会議開催経費
食糧費	17,000	30,000	▲ 13,000	会議飲み物代
印刷製本費	100,000	0	100,000	PR活動費
役務費	1,200,000	1,000,000	200,000	
通信運搬費	80,000	100,000	▲ 20,000	文書郵送用切手代、電話料
広告料	1,100,000	880,000	220,000	PR活動費
手数料	20,000	20,000	0	振込手数料
使用料及び賃借料	80,000	0	80,000	複写機使用料
委託料	1,000,000	0	1,000,000	委託事業
旅費	50,000	430,000	▲ 380,000	先進市町調査
備品購入費	100,000	378,000	▲ 278,000	機械器具
合計	2,947,000	2,000,000	947,000	

3 専決処分日 令和 8 年 4 月 1 日

参考資料

太田市準備委員会令和7年度収支決算見込みについて

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会
令和7年度 決算見込み

【 収入の部 】

科目／費目	当初予算額	流用・補正額	予算現額	収入済額	差額	摘要
負担金	2,000,000	0	2,000,000	2,000,000	0	太田市負担金
諸収入	0	0	0	1,044	1,044	預金利息等
合計	2,000,000	0	2,000,000	2,001,044	1,044	

【 支出の部 】

科目／費目	当初予算額	流用・補正額	予算現額	支出済額	不用額	摘要
需用費	880,000	▲ 688,000	192,000	183,670	8,330	
消耗品費	750,000	▲ 588,000	162,000	154,132	7,868	公印、封筒等
食糧費	30,000	0	30,000	29,538	462	会議用飲料
印刷製本費	100,000	▲ 100,000	0	0	0	
役務費	370,000	630,000	1,000,000	951,155	48,845	
通信運搬費	100,000	0	100,000	72,700	27,300	物品輸送料
広告料	270,000	610,000	880,000	865,365	14,635	PR用のぼり、 PR用ポケット ティッシュ等
手数料	0	20,000	20,000	13,090	6,910	振込手数料
委託料	150,000	▲ 150,000	0	0	0	
旅費	400,000	30,000	430,000	386,994	43,006	滋賀国スポ視察旅費等
備品購入費	200,000	178,000	378,000	377,300	700	事務電子機器
合計	2,000,000	0	2,000,000	1,899,119	100,881	

2,001,044（収入） － 1,899,119（支出） ＝ 101,925 円（次年度繰越）

その他（事務連絡等）

事務連絡 1 事務局組織名の変更について

太田市組織機構改革により、令和 8 年 4 月 1 日より「太田市文化スポーツ部スポーツ振興課」から「太田市文化スポーツ部スポーツのまち推進課」に組織名称が変わります。

改正後	改正前
太田市文化スポーツ部 <u>スポーツのまち推進課</u> 国民スポーツ大会準備係 競技運営係	太田市文化スポーツ部 スポーツ振興課 国民スポーツ大会準備係

事務連絡 2 事務所の移動について

準備委員会事務局（国民スポーツ大会準備係）は、令和 8 年 4 月 1 日より、現事務室（太田市運動公園市民体育館内）の隣室へ移動しました。

事務連絡 3 事務局体制の強化について

令和 8 年 4 月 1 日付けで、太田市人事異動により、職員体制の変更がありました。

「競技運営係」が新設され、職員体制は 4 名から 6 名へ増員となりました。

令和 11 年の本大会開催に向け、体制強化を図るとともに、大会準備を加速させていきたいと思っております。

令和 8 年度	令和 7 年度
<u>スポーツのまち推進課</u> 課 長 1 名 国民スポーツ大会準備係 係 長 1 名 正職員 2 名 <u>競技運営係</u> 係 長 1 名 正職員 1 名	スポーツ振興課 課 長 1 名 国民スポーツ大会準備係 係 長 1 名 正職員 2 名

参 考 資 料

資料 1 太田市準備委員会会則

資料 2 太田市準備委員会常任委員名簿

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会において、太田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 太田市を代表する者
- (2) 太田市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、太田市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらか

じめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった

者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(書面決議)

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

2 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

3 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

4 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。

5 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全て委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

6 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。

- 7 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 8 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、太田市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和7年8月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

資料2

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会 常任委員名簿（令和8年4月28日現在）

会長

（順不同・敬称略）

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市関係	太田市	市長	穂積 昌信

副会長

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	太田市議会	議長	星野 一広
2	スポーツ関係	太田市スポーツ協会	会長	佐藤 泰久
3	産業・経済関係	太田商工会議所	会頭	加藤 正己
4	産業・経済関係	太田市新田商工会	会長	大島 和之
5	宿泊・観光・衛生関係	太田市観光物産協会	会長	大久保 克美
6	市関係	太田市	副市長	大澤 美和子
7	市教委関係	太田市教育委員会	教育長	江原 孝育

常任委員

No.	区分	所属機関・団体	役職	氏名
1	市議会関係	太田市議会	副議長	渡辺 謙一郎
2	競技団体関係	一般財団法人 群馬県バスケットボール協会	会長	銭谷 和雄
3	競技団体関係	群馬県ラグビーフットボール協会	会長	中澤 則行
4	競技団体関係	群馬県野球連盟	会長	樋口 半司
5	競技団体関係	群馬県ボウリング連盟	理事長	川口 美永
6	競技団体関係	群馬県ゲートボール協会	会長	菅野 健治
7	競技団体関係	群馬県エアロビック連盟	理事長	杉原 良依
8	競技団体関係	群馬県少林寺拳法連盟	理事長	鈴木 隆
9	競技団体関係	群馬県障害者フライングディスク協会	会長	福嶋 清
10	学校・教育関係	太田市小学校校長会	会長	笠原 隆
11	学校・教育関係	太田中学校校長会	会長	高橋 博剛
12	学校・教育関係	太田地区校長会	代表	渡辺 昭彦
13	通信・輸送・交通関係	東武鉄道株式会社 太田駅	駅長	栗野 正行
14	通信・輸送・交通関係	一般社団法人 群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
15	通信・輸送・交通関係	一般社団法人 群馬県タクシー協会	会長	清水 憲明
16	医療・福祉関係	太田保健福祉事務所	所長	高木 剛
17	医療・福祉関係	一般社団法人 太田市医師会	会長	中野 正美
18	医療・福祉関係	一般社団法人 太田新田歯科医師会	会長	小野 好一
19	医療・福祉関係	一般社団法人 太田市薬剤師会	会長	岩瀬 茂



©群馬県 ぐんまちゃん 湯スポ 08-05

GUNMA 2029

湯けむり国スポ・全スポ

〒373 - 0817 群馬県太田市飯塚町 1059 番地 1
太田市 文化スポーツ部
スポーツのまち推進課 国民スポーツ大会準備係
TEL : (0276) 61 - 3671 FAX : (0276) 61 - 3673
E-mail : 017750@mx.city.ota.gunma.jp